

## 新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 598 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">原産地規則解釈例規の制定について</p> <p>（関係協定等の略称） この通達における関係協定等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）・・・・・・・・一般     特惠</p> <p>(2) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和     国との間の協定」（平成 14 年条約第 16 号）・・・・・・・・シンガポー     ル協定</p> <p>(3) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」     （平成 17 年条約第 8 号）・・・・・・・・メキ     シコ協定</p> <p>(4) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平     成 18 年条約第 7 号）・・・・・・・・マレ     ーシア協定</p> <p>(5) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平     成 19 年条約第 8 号）・・・・・・・・チ     リ協定</p> <p>(6) 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成 19 年条     約第 14 号）・・・・・・・・タイ協定</p> <p>(7) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平     成 20 年条約 2 号）・・・・・・・・インド     ネシア協定</p> <p>(8) 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協     定」（平成 20 年条約第 6 号）・・・・・・・・ブル     ネイ協定</p> <p>(9) 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国</p>	<p style="text-align: center;">原産地規則解釈例規の制定について</p> <p>（関係協定等の略称） この通達における関係協定等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）・・・・・・・・一般     特惠</p> <p>(2) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和     国との間の協定」（平成 14 年条約第 16 号）・・・・・・・・シンガポー     ル協定</p> <p>(3) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」     （平成 17 年条約第 8 号）・・・・・・・・メキ     シコ協定</p> <p>(4) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平     成 18 年条約第 7 号）・・・・・・・・マレ     ーシア協定</p> <p>(5) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平     成 19 年条約第 8 号）・・・・・・・・チ     リ協定</p> <p>(6) 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成 19 年条     約第 14 号）・・・・・・・・タイ協定</p> <p>(7) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平     成 20 年条約 2 号）・・・・・・・・インド     ネシア協定</p> <p>(8) 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協     定」（平成 20 年条約第 6 号）・・・・・・・・ブル     ネイ協定</p> <p>(9) 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国</p>

## 新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 598 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
の間の協定」(平成 20 年条約 12 号)・・・アセアン包括協定	の間の協定」(平成 20 年条約 12 号)・・・アセアン包括協定
(10) 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(平成 20 年条約 16 号)・・・フィリピン協定	(10) 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(平成 20 年条約 16 号)・・・フィリピン協定
(11) 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(平成 21 年条約第 5 号)・・・スイス協定	(11) 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(平成 21 年条約第 5 号)・・・スイス協定
(12) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」(平成 21 年条約第 8 号)・・・ベトナム協定	(12) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」(平成 21 年条約第 8 号)・・・ベトナム協定
(13) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(平成 23 年条約第 7 号)・・・インド協定	(13) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(平成 23 年条約第 7 号)・・・インド協定
(14) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」(平成 24 年条約第 2 号)・・・ペルー協定	(14) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」(平成 24 年条約第 2 号)・・・ペルー協定
<u>(15) 「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」(平成 26 年条約第 19 号)・・・オーストラリア協定</u>	(新規)
<u>(16) 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」(平成 27 年条約第 1 号)・・・モンゴル協定</u>	(新規)
<u>(17) 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」・・・TPP11 協定</u>	(新規)
<u>(18) 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」・・・EU 協定</u>	(新規)

## 新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 598 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1. <u>第 61 類～第 63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について</u></p> <p>衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、製品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、製品が属する号（HS 6 桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。</p> <p>【対象となる協定等】 シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、<u>TPP11 協定</u></p> <p>2. <u>EU 協定附属書 3－B（品目別原産地規則）の第 11 部に規定する「紡績」の範囲について</u></p> <p><u>EU 協定附属書 3－B の第 11 部に規定する「紡績」は、英文協定上“spinning”であることから、「紡糸」も含むことに留意ありたい。</u></p> <p>3. <u>EU 協定第 3・6 条第 2 項に規定する許容限度について</u></p> <p><u>EU 協定第 3・6 条第 2 項は、「製品の生産において使用される非原産材料の</u></p>	<p>61 類～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について</p> <p>衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、製品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、製品が属する号（HS 6 桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。<u>また、上半身用の衣類において、裏側の生地（裏地）が全面に張られており、かつ、その全周が表側の生地に縫い付けられている場合にあつては、上記で選択された表側の生地に加え、当該裏地部分を「関税分類を決定する構成部分」とする。</u></p> <p>【対象となる協定等】 シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【原産地規則解釈例規の制定について（平成 26 年 6 月 13 日財関第 598 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>価額が、附属書 3-B に定める要件において特定される非原産材料の最大価額（百分率で表示されるもの）を超える場合には、適用しない。」と規定しているが、この場合、品目別規則に記載する関税分類番号に分類される特定の非原産材料についてのみが当該最大価額を超える場合は、適用されない。</p> <p>4. EU 協定附属書 3-A（品目別原産地規則の注釈）に規定する第 11 部における許容限度について</p> <p>EU 協定の附属書 3-B 第 11 部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書 3-A 注釈 6 から 8 を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおりであるので留意ありたい。</p> <p>(1) 注釈 8-1 中「裏地及び芯地を除く。」とは、裏地及び芯地は原産材料でなければならないことを意味する。</p> <p>(2) 注釈 8-1 が対象としている品目は、英文協定上 “a made-up textile product” であることから、品目別規則上「製品にすること (“making-up”)」が要件とされている 第 61 類、第 62 類及び第 63 類第 1 節（第 63.01 項から第 63.06 項）である。</p> <p>(3) 注釈 7 の対象物品のうち、当該注釈を満たさない製品については、注釈 8-1 を満たす場合には原産品と認められる。</p> <p>(4) 注釈 8-3 は、「附属書 3-B に定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）からなる場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する」と規定しているが、この場合、品目別規則第 11 部の繊維及び繊維製品について、MaxNOM 方式により付加価値基準を算出する際には、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額も含む。</p> <p>(以上)</p>	<p>(新規)</p> <p>(以上)</p>